

ごみの出し方

町では、ごみの捨て方について、次のとおりルール化しています。

◆燃えるごみ・燃えないごみ・プラスチック製容器包装・びん
ペットボトル・缶・紙パック・その他紙・段ボール（通常の収集ごみ）

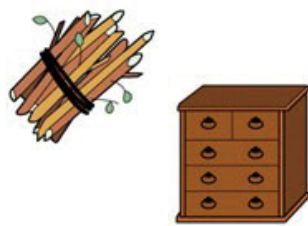
→決められた曜日に各自治区のゴミステーションに出す

◆粗大ごみ（通常の収集では排出できないタンスなどの大きなもの）

→年3回、町内を巡回し回収する際に出す

◆古紙類回収（新聞・雑誌・チラシ）

※年1回、各自治区のゴミステーションに出す
環境センター山都工場への自己搬入も可能です。



役場などで拠点回収しているごみ

拠点回収場所	排出できる品目
役場	小型家電製品・リチウムイオン電池・電池・ライター・水銀を使用している蛍光灯や体温計
支所、連絡所、保健センター	電池・ライター・水銀を使用している蛍光灯や体温計

※リチウムイオン電池、小型家電製品については役場町民税務課窓口へ持ち込んでください。

※LED製の電球や蛍光灯は燃えないごみとなります。

出し方で迷うときは…

下記の表を参考にゴミ出しをお願いします。出し方に迷うときは問い合わせください。

出し方	品目
燃えるごみ	プラマークの無い柔らかいプラスチックごみ・汚れたプラマーク製品で柔らかいごみ
燃えないごみ	プラマークの無い硬いプラスチックごみ・汚れたプラマーク製品で硬いごみ
粗大ごみ	燃えるごみや燃えないごみで袋に入らない大きなごみ（布団や照明器具など）
廃棄物処理業者に依頼	金属製のトタン・畳・農業資材全般（マルチシートや苗箱など）

ごみ減量化のための補助事業

生ごみの重さの80%は水分と言われています。水分を切って出すことがごみの重量を減らすことにつながります。町では生ごみ処理機設置事業として、購入金額の50%を補助していますので、減量化のひとつの手段としてご利用ください。堆肥化することで園芸作物などに利用できるコンポストタイプと電動で乾燥させて屋内に設置出来る電動式があります。



表3 生ごみ処理機設置事業の概要

対象経費	補助率	備考
生ごみ処理機購入費	50%	限度額1基：2千円 ※電動式のものは1基：1万円

4R運動 出来ることからコツコツと

自分の生活スタイルに合わせて、出来ることから取り組んでみませんか？

リフューズ（断る）

ごみになるものは買わない。エコバック持参や過剰包装を断る。

リユース（繰り返し使う）

修理できるものは修理する。不用になってもまだ使えるものは人に譲る。

リデュース（減らす）

ごみを減らす、出さないようにする。簡易包装商品や詰め替え用品の購入など。

リサイクル（資源化）

ごみは分別し、購入する時はリサイクル用品を選ぶ。

環境センター山都工場での家庭から出されたごみの組成検査の様子

現在、埋め立てを行っている喜多方市の最終処分場は容量の不足が見込まれるため一部を県外で処分しています。

また、焼却施設についても老朽化が進んでおり、安定処理のための新施設整備には多額の税金が必要となります。このため町では、ごみ減量施策を推進しています。

この機会に、ごみに対する考え方を見直してみませんか？

意識しましょう、
ごみの捨て方。

ごみの現状

①福島県の現状

令和6年度の環境省の調査によると、福島県は県民1人の1日当たりのごみ排出量が953グラムで全国ワースト1位となり、14年連続でワースト3位以内が続いている状況です。（表1参照）

②西会津町の現状

令和6年度の本町の1人の1日当たりのごみ排出量は802グラムでここ数年は減少傾向にあります。これは、ペットボトルなどの資源物の適切な分別と人口減少が主な要因と考えられます。（表2参照）

しかし、依然としてごみの処理には多額の費用がかかっており、現在処理費用として年間約9千万円を支出している状況です。

表1 都道府県1人1日当たり
排出量ワーストランキング

1位	福島県	953 グラム
2位	青森県	951 グラム
3位	新潟県	950 グラム

表2 福島県内1人1日当たり
排出量ランキング
（原発事故による避難指示市町村を除く）

1位	中島村	674 グラム
2位	鮫川村	682 グラム
13位	西会津町	802 グラム

豊かな自然を守るために

「分別が面倒」「どれが資源ごみか分からない」といって燃えるごみや燃えないごみとして捨てているままでは、ごみを減らすことは出来ません。一人一人の小さな意識の変化が結果として大きな成果につながります。「自分たちの町は自分たちで守る」という気持ちで出来ることから取り組んでみませんか？

私たちが暮らすこの町の豊かな自然はかけがえのない財産です。美しい環境を次の世代へ引き継ぐことも私たちの大切な使命です。「少しの気遣い」が未来の環境を守る大きな力になります。

町をあげてごみ減量化に取り組んでいきましょう！





ガスボンベ

洗濯機

折り畳みベッド

不法投棄が引き起こす深刻な問題

◆景観の破壊

どこに捨てられても、不法投棄されたごみは見る人に不快感を与え、緑豊かな美しい町並みを破壊します。住む人だけでなく、観光客や移住希望者が町を訪れた時にこのような光景を目にすれば、町のイメージは大きく損なわれてしまいます。

◆環境汚染と健康被害

捨てられた廃棄物（家電製品や建築廃材など）からは有害物質が流出し、土壌や地下水、河川を汚染する可能性があります。また、生ごみなどの生活ごみやタンスなどの粗大ごみは腐敗が進むと悪臭を放ち、害虫や害獣などを誘引することで公衆衛生に悪影響を及ぼします。

◆犯罪の誘発と地域の安全性の低下

「人目が無い」「管理が行き届いていない」と認識され、さらなる不法投棄を誘発するだけでなく、放火などの新たな犯罪のターゲットにされるなど地域全体の治安悪化につながる恐れがあります。

不法投棄防止のための取り組み

◆町クリーン推進員による不適正処理（不法投棄）の防止活動

各自治区で活動しているクリーン推進員の環境美化指導の一環として不法投棄を防止するためにルールやマナーの啓発を行っています。

◆県の産業廃棄物不法投棄監視員によるパトロール活動

県より任命されている産業廃棄物不法投棄監視員が町内を巡回し、不法投棄防止と早期発見に努めています。

◆不法投棄者特定と抑止のための監視カメラの設置

過去に不法投棄が発生した場所や発生する恐れがある地点に、投棄者の特定と不法投棄抑止を目的に監視カメラを設置しています。



美しい町の景観を守るために
自分のごみには責任を持って！



不法投棄とは…

自分の土地、他人の土地に関わらず、みだりにごみを捨てると不法投棄になります。不法投棄をした場合、5年以下の拘禁刑または1千万円以下（法人については3億円以下）の罰金が科せられることがあります。

不法投棄の現状

直近5年間の町への不法投棄通報件数は下記のとおりです。令和4年度～6年度までは比較的少数でしたが、令和7年度には前年度の2倍近く、本年度にいたっては7月末時点で5件となっており、町内での不法投棄が頻発しています。

町への不法投棄通報件数

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数	3件	3件	4件	7件	5件 (7月末時点)

また、令和8年度に不法投棄された主な廃棄物は以下のとおりです。



生活ごみ（可燃・不燃）



液晶テレビ・食器棚

ごみ問題として、切っても切れない関係にある不法投棄。山林や道路脇、河川などに心なく捨てられるごみ。町内では依然として不法投棄が確認され、その回収や処分には多額の税金が使われている現状です。

不法投棄、ダメ、ぜつたい。
不法投棄をしない、させないために！

～私たちが出来ること、町役場からのお願い～

不法投棄を「させない」環境づくり

地域ぐるみで見守りと声かけをお願いします。不法投棄者は人目を嫌います。日頃からあいさつを交わしたり、不審な車や見慣れない人を見かけた際に無理のない範囲で声かけを行うなど、地域全体で防犯意識の向上にご協力ください。

不法投棄を見つけたときは…

不法投棄を発見した際は、速やかに役場町民税務課へ連絡してください。不安な場合は、地域の人と一緒に現地の確認と通報をお願いします。

分からないことがあれば相談を！

不法投棄は「ごみの出し方が分からない」「ごみ出しが面倒」といった安易な気持ちから発生します。ごみのことで不明なことがあれば役場町民税務課へ相談してください。

〈問い合わせ先〉町民税務課 町民生活係 ☎45-2215

